

東京音楽大学学則

昭和38年4月1日制定

第1章 総則

第1条 本学は、東京音楽大学と称する。

第2条 本学は、教育基本法に則り、広く一般教育の知識を授けるとともに、音楽の専門教育を行い、これを通じて人格の完成をはかり、もって有為な音楽家を育成することを目的とする。

第2条の2 本学は、音楽芸術の研鑽を通じて、高度な専門性を有した音楽家、音楽教育者を育成する。また、自らの音楽的個性とともに幅広い教養を備え、現代社会の様々な局面に対応しうる人材を育成することを教育目標とする。

第2条の3 本学の設置目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検及び評価を行い、その結果を発表するものとする。

2 本学は、前項の自己点検及び評価の結果について、本学の職員以外の者による検証を行うように努める。

3 自己点検・評価に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 学部・学科・修業年限

第3条 本学に、次の学部及び学科を置く。

音楽学部 音楽学科

第4条 音楽学科に、次の専攻を置く。

器楽専攻 声楽専攻 作曲指揮専攻 音楽文化教育専攻

ミュージック・リベラルアーツ専攻 吹奏楽アカデミー専攻

ミュージックビジネス・テクノロジー専攻

第5条 本学の修業年限は4年とする。ただし、在学年限は8年を超えることはできない。

第3章 学年・学期及び休業日

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7条 学年は、春学期と秋学期の2学期に分け、期間については、当該年度の学事暦において定める。

第8条 授業を行わない日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (3) 夏期休業、冬期休業及び春期休業の期間（当該年度の学事暦において定める）
- 2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、休日又は休業日に授業を行うことがある。
 - 3 学長が必要と認めたときは、第1項に定めた休業日のほか、臨時に休業日を定めることができる。

第4章 教育課程及び教職課程

第9条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成する。

第9条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 前項により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

第10条 授業科目の区分及びその単位数は、別表（1）による。

2 教育職員免許状を得ようとする者のために、別表（2）の授業科目を置く。

第10条の2 授業科目、単位数及び履修方法は、本学学生便覧等により公表する。

第5章 履修方法及び単位数

第11条 学生は、履修しようとする授業科目を選定し、別に定めた期日にこれを届け出て許可を受けなければならない。一旦選定した科目を変更する場合も、届け出て許可を受けなければならない。

2 学生が1年間に履修登録することができる単位数は、44単位を上限とする。ただし、履修登録の上限に算入しない科目については、別に定める。

第12条 一の授業科目を履修した者に対しては、試験その他の本学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与える。

第13条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業演奏、卒業論文等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定める。

第14条 卒業の要件は、本学に4年以上在学し、124単位以上を修得することとする。科目区分ごとの最低修得単位数は別表（1）による。

第15条 教育職員免許状を得ようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に規定する所定の単位を、別表（2）に定めるところにより修得し、かつ、前条に定める卒業の要件を満たさなければならない。

第15条の2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下同じ。）又は外国の短期大学に留学する場合について準用する。

第15条の3 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第15条の4 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に、他の大学又は短期大学において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）並びに短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、外国の大学又は外国の短期大学において修得した単位および学修について準用する。

3 第1項及び前項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学及び転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第15条の2第1項及び第2項並びに前条第1項により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 編入学及び転入学の場合の単位認定については、別に定める。

5 既修得単位に関する取扱いについては、別に定める。

第6章 試験

第 16 条 試験は、学期末又は学年末の適当な日時にその履修した授業科目について筆記・論文・口述・実技等によって行う。

第 17 条 各授業科目の成績は、100 点を満点とし、60 点以上を合格とする。

2 病気その他やむを得ない理由によって前条の試験を受けることができない者は、追試験を受けることができる。

3 追試験を受けようとする者は、所定の書類に、病気の場合は医師の診断書、その他の場合は事由書・事故証明書などを添付して、学長に許可を願い出なければならない。

第 17 条の 2 成績評価基準は、別表（3）のとおりとし、各授業における授業の方法及び計画、並びに成績評価の方法については、授業計画書（シラバス）等により学年の初めに公表する。

第 7 章 卒業・学位及び資格等

第 18 条 第 14 条に規定する卒業の要件を満たした者については、学長が教授会の意見を聴いて、卒業を認定する。

2 本学を卒業した者には、卒業証書及び学士（音楽）の学位を授与する。

第 18 条の 2 本学に 3 年以上在学し、第 14 条で定める卒業要件としての単位を優秀な成績をもって修得した場合には、第 5 条、第 14 条及び前条第 1 項の規定にかかわらず、本人の申請に基づき、学長が教授会の意見を聴いて、卒業を認定する。

2 前項に規定する早期卒業の認定基準については別に定め、公表する。

第 19 条 本学において第 15 条に定める所定の単位を修得した者が取得できる教育職員免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

学部学科専攻		教育職員免許状の種類（教科）
音楽学部 音楽学科	器楽専攻 声楽専攻 作曲指揮専攻 ※ 音楽文化教育専攻 ミュージック・リベラルアーツ専攻 吹奏楽アカデミー専攻	中学校教諭一種免許状（音楽） 高等学校教諭一種免許状（音楽）

※ただし、ミュージック・メディアコースを除く

第 8 章 入学・休学・転学及び退学

第20条 入学（編入学、転入学及び再入学を含む。）の時期は、春学期又は秋学期の始めとする。

第21条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 通常の課程以外の課程により、前号に相当する学校教育を修了した者
- (4) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者
- (10) 本学が定める分野において、特に優れた資質を有すると認められ、高等学校に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）

2 個別の入学資格審査については、別に定める。

第22条 入学志願者は、所定の期日までに本学指定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

第23条 入学志願者については、入学試験を行う。

第24条 入学試験の合格の判定は、学長が教授会の意見を聴いて、これを行う。

第25条 入学試験に合格した者は、所定の期日までに保証人連署の誓約書及びその他本学指定の書類を提出するとともに、本学が指定した所定の入学金等の費用を納付しなければならない。

第26条 学長は、前条の入学手続を完了した者に入学を許可する。

第27条 保証人は、独立の生計を営む成年者とし、入学許可者の在学中の一切の事柄について責任を負うべき者とする。

第28条 学生は、保証人の住所・氏名等が変更になった場合、直ちに届けなければならない。

第29条 学生は、保証人が死亡又はその他の理由でその責を尽し得ない場合、新しく保証人を選定し、直ちに届けなければならない。

第 30 条 学長は、他の大学から編入学又は転入学を希望する者及びやむを得ない理由により本学を退学し、又は除籍された者で再入学を希望する者があるときは、本学の教育上支障がないと認められる場合に限り、その理由及び学力等を審査して相当年次に入学を許可することができる。

2 編入学、転入学及び再入学については、別に定める。

第 31 条 2 か月以上修学することができない学生は、所定の書類に保証人連署の上、医師の診断書又は事故証明書、若しくはこれに準ずる書類を添えて休学の許可を学長に願い出なければならない。

第 32 条 学生本人が死亡した場合及び法的身分に異動が生じた場合、保証人は直ちにこれを届け出なければならない。

第 33 条 休学の期間は、1 学期又は 1 学年を区分とし、1 年を超えることができない。ただし、特別の事由があるときは、学長の承認によって期間を延長することができるが、通算 2 年を超えることはできない。

第 34 条 休学の事由が消滅して復学を希望するときは、復学願に医師の診断書又は事由書を添えて、学長の許可を受けなければならない。

2 復学の時期は、春学期又は秋学期の始めとする。

第 35 条 休学した期間は、これを在学期間に算入しない。

第 36 条 本学の学部で、転専攻又はコース変更（以下「転専攻等」という。）を志望する者があるときは、教育上支障がないと認められる場合に限り、学長が教授会の意見を聴いて、これを許可することができる。

2 転専攻等に関して必要な事項は、別に定める。

第 37 条 退学又は他の大学へ転学を希望する者は、保証人連署の上、これを願い出て、学長の許可を受けなければならない。

第 38 条 外国の大学又は外国の短期大学に留学しようとする者は、その理由書を添え、保証人連署のうえ願い出て、学長の許可を受けなければならない。

2 前項により許可を得て留学した期間は、第 5 条に定める在学期間に含めることができる。

第 39 条 学長は、次の各号の一に該当する者があるときは、これを除籍する。

(1) 在学年限を超えた者

(2) 2 年の休学期間を超えて、なお復学することができない者

(3) 学費を滞納し、督促を受けてもなお納入しない者

(4) 行方不明の者

2 学費未納期間は、在学期間に算入しない。

第 9 章 賞罰

第 40 条 品行方正にして学術・技能ともに秀で、他の模範となる学生に対しては、これを褒賞することがある。

第 41 条 学長は、次の各号の一に該当する者があるときは、これを懲戒するものとする。
また、必要に応じ、事実関係の調査のため、処分決定前に出校停止を命ずることができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがない者
- (2) 正当の理由なく出席常でない者
- (3) 本学の秩序を乱し、その他学生として本分に著しく反した者

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。懲戒に関する規程は別に定める。

第 10 章 学費

第 42 条 本学における学費は、別表（４）－１、別表（４）－２及び別表（５）のとおりとする。

なお、入学検定料については、別表（６）のとおりとする。

第 43 条 学費は、春学期と秋学期の２回に分けて納付するものとする。

2 学費に関して必要な事項は、別に定める。

第 44 条 休学を許可された者は、在籍料を納付するものとし、休学期間中の他の学費の納付を要しない。

2 前項の在籍料は別表（４）－１及び別表（４）－２のとおりとする。

3 退学又は除籍された者も、在学期間中の学費を納付しなければならない。

第 45 条 既納の入学検定料及び学費は、原則として返還しない。ただし、入学を許可された者で、入学前年度末日までに入学を辞退した場合には、既納の学費のうち、入学金を除く金額を返還する。

第 46 条 学費支弁の困難な学生には、成績その他の実情を考慮して奨学金を貸与又は給与し、若しくは学費の納付を免ずることがある。

2 奨学金の規定は、別に定める。

第 11 章 学生定員

第 47 条 本学の定員は、次のとおりとする。

音楽学部 音楽学科

入学定員 310 名

収容定員 1,240 名

第 12 章 教員組織

第 48 条 本学に、次の教職員を置く。

学長・副学長・学部長・教授・准教授・講師・助教・助手・事務職員・技術職員・その他
必要な教職員

第 48 条の 2 学長は校務をつかさどり、所属教職員を統督する。

第 48 条の 3 副学長は、学長を助け、学長の命を受けて校務をつかさどる。

2 学長及び副学長の選考及び任期については、別に定める。

第 48 条の 4 学部長は、学長が兼務することとし、学部に関する校務をつかさどる。

第 48 条の 5 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

第 48 条の 6 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

第 48 条の 7 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

第 48 条の 8 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

第 48 条の 9 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

第 13 章 教授会

第 49 条 本学に、教授会を置く。

2 教授会に関して必要な事項は、別に定める。

第 14 章 大学院

第 50 条 本学に、大学院を置く。大学院に関する規則は、別にこれを定める。

第 15 章 聴講生

第 51 条 本学学部生以外の者で、本学学部の開講科目のうち、1 科目ないし数科目の聴講をしようとする者があるときは、学長が教授会の意見を聴いて、聴講を許可する。

2 聴講した授業科目の単位は与えられない。

3 音楽学部聴講生に関して必要な事項は、別に定める。

第 16 章 外国人留学生

第 52 条 外国人留学生については、本学則を準用する。ただし、受入れについては、学長が教授会の意見を聴いて、これを許可する。

2 外国人留学生に関して必要な事項は、別に定める。

第 17 章 科目等履修生

第 53 条 本学学部生以外の者で、本学学部の開講科目のうち、1 科目ないし数科目の履修を志望する者については、選考をし、学長が教授会の意見を聴いて、科目等履修生として入学を許可する。

2 音楽学部科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

第 18 章 附属図書館及び附属研究機関

第 54 条 本学に、附属図書館を置く。附属図書館の規定は、別にこれを定める。

第 55 条 本学に、附属民族音楽研究所を置く。附属民族音楽研究所の規定は、別にこれを定める。

第 19 章 厚生補導

第 56 条 本学に、学寮を附設する。学寮に関する規定は、別にこれを定める。

第 57 条 本学に医務室を設け、教職員学生の健康管理にあたる。

第 58 条 本学に学生支援課を置き、学生の生活指導にあたる。

第 20 章 雑則

第 59 条 この規程の改廃は、理事会において行う。

附 則

本学則は昭和 38 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。

中 略

附 則

学則 49 条の規定にかかわらず、平成 3 年度から平成 11 年度までの間、本学の定員は以下のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	収容定員
音楽学部 音楽学科	器楽専攻	2 1 5 名	8 6 0 名
	声楽専攻	6 0 名	2 4 0 名
	作曲指揮専攻	2 0 名	8 0 名
	音楽教育専攻	5 5 名	2 2 0 名
合 計		3 5 0 名	1, 4 0 0 名

本学則は平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

中 略

附 則

本学則は平成 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 43 条の学費については、平成 5 年度生より適用することとし、平成 4 年度以前の入学生は、改正規定にかかわらず、従前の例による。

附 則

本学則は平成 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条別表（1）の規定については、平成 6 年度生より適用することとし、平成 5 年度以前の入学生は、改正規定にかかわらず、従前の例による。

附 則

本学則は平成 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 43 条の規定については、平成 7 年度生より適用し、平成 6 年度以前の入学生は、改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

本学則は平成 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 43 条の規定については、平成 8 年度生より適用することとし、平成 7 年度以前の入学生は、改正規定にかかわらず、従前の例による。

附 則

学則第 45 条の費用については、平成 8 年度生より適用する。

附 則

本学則は平成 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 43 条の規定については、平成 9 年度生より適用することとし、平成 8 年度以前の入学生は、改正規定にかかわらず、従前の例による。

附 則

本学則は平成 10 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 43 条の規定については、平成 10 年度生より適用することとし、平成 9 年度以前の入学生は、改正規定にかかわらず、従前の例による。

附 則

学則第 55 条及び第 58 条については、平成 10 年 10 月 1 日より施行する。

附 則

本学則は平成 11 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 43 条の規定については、平成 11 年度生より適用することとし、平成 10 年度以前の入学生は、改正規定にかかわらず、従前の例による。

附 則

本学則は平成 12 年 4 月 1 日より施行する。ただし、第 9 条及び第 10 条の規定については、平成 12 年度入学生より適用することとし、平成 11 年度以前の入学生は、改正規定にかかわらず、従前の例による。

附 則

本学則は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 43 条の規定については、平成 12 年度生から適用することとし、平成 11 年度以前の入学生は、改正規定にかかわらず、従前の例による。

附 則

本学則は平成 12 年 1 月 13 日から施行し、平成 11 年 9 月 10 日から適用する。

附 則

学則第 49 条の規定にかかわらず、平成 12 年度から平成 16 年度までの間、本学の入学定員は次のとおりとする。

学 部 学 科		平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
音楽 学部	器楽専攻	210 名	205 名	200 名	195 名	190 名
	声楽専攻	58 名	56 名	54 名	52 名	50 名
音楽 学科	作曲指揮専攻	19 名	18 名	17 名	16 名	15 名
	音楽教育専攻	53 名	51 名	49 名	47 名	45 名
合 計		340 名	330 名	320 名	310 名	300 名

本学則は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は平成 13 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 43 条の規定については、平成 13 年度生から適用することとし、平成 12 年度以前の入学生は、改正規定にかかわらず、従前の例による。

附 則

学則第1条、第2条、第2条の2、第42条、第48条、第50条については、平成14年3月27日から施行する。

附 則

本学則は平成14年4月1日から施行する。ただし、第43条の規定については、平成14年度から適用することとし、平成13年度以前の入学生は、改正規定にかかわらず、従前の例による。

附 則

本学則は平成15年4月1日から施行する。ただし、第43条の別表(4)については、平成15年度から適用することとし、平成14年度以前の入学生は、改正規定にかかわらず、従前の例による。

附 則

本学則は平成16年4月1日から施行する。

附 則

第25条及び第48条については、平成16年1月19日から施行する。

附 則

本学則は平成16年4月1日から施行する。ただし、第43条の別表(4)については、平成16年度から適用することとし、平成15年度以前の入学生は、改正規定にかかわらず、従前の例による。

附 則

本学則は平成17年4月1日から施行する。ただし、第43条の別表(4)については、平成17年度から適用することとし、平成16年度以前の入学生は、改正規定にかかわらず、従前の例による。

附 則

本学則は平成18年4月1日から施行する。ただし、第43条の別表(4)については、平成18年度から適用することとし、平成17年度以前の入学生は、改正規定にかかわらず、従前の例による。

附 則

本学則は平成19年4月1日から施行する。ただし、第43条の別表(4)については、平成19年度から適用することとし、平成18年度以前の入学生は、改正規定にかかわらず、従前の例による。

附 則

本学則は平成20年4月1日から施行する。ただし、第43条の別表(4)については、平成20年度から適用することとし、平成19年度以前の入学生は、改正規定にかかわらず、従前の例による。

附 則

本学則は平成 20 年 4 月 26 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

本学則は平成 20 年 5 月 31 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

本学則は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は平成 21 年 11 月 2 日から施行し、平成 21 年 8 月 1 日から適用する。

附 則

本学則は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は平成 22 年 6 月 28 日から施行する。

附 則

本学則は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は平成 24 年 4 月 1 日から施行し、改正後の別表（１）器楽専攻（ピアノ演奏家コース）備考のピアノ演奏家コース・エクセレンスの規定は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

本学則は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 25 年 5 月 28 日から施行する。

附 則

本学則は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 17 条の 2 別表（３）については、平成 26 年度から適用することとし、平成 25 年度以前の入学生は、改正規定にかかわらず、従前の例による。

附 則

本学則は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条別表（２）及び第 11 条第 3 項については、平成 27 年度生から適用することとし、平成 26 年度以前の入学生は、改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

本学則は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条別表（１）については、平成 28 年度生から適用することとし、平成 27 年度以前の入学生は、改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

本学則は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. 本学則は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
2. 第 11 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 28 年度以前の入学生が履修登録することができる単位数は、なお従前の例による。

附 則

本学則は平成 29 年 7 月 21 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

本学則は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条別表（１）（２）及び第 19 条については、平成 30 年度生から適用することとし、平成 29 年度以前の入学生は、改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

本学則は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 45 条別表（５）については、令和 2 年度生から適用することとし、平成 31 年度以前の入学生は、改正規定に関わらず、なお従前の例による。

附 則

本学則は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条第 1 項別表（１）、同条第 2 項別表（２）、第 11 条第 2 項、第 42 条別表（４）-1、別表（４）-2 及び別表（５）については、令和 6 年度入学生から適用することとし、令和 5 年度以前の入学生は、改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

本学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。